

関税の納期限等

★第17問 次の記述は、関税法における用語の定義に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。(解答・P.166)

関税法第14条第1項(更正、決定等の期間制限)に規定する「法定納期限等」とは、関税(過少申告加算税、無申告加算税又は(イ)にあつては、その納付の起因となった関税)を課される貨物を輸入する日(輸入の許可を受ける貨物については、(ロ))とされている。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる関税については、それぞれに定める日又は期限とされている。

- (1) 特例申告貨物につき納付すべき関税 特例申告書の(ハ)
- (2) 関税法第73条第1項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物につき納付すべき関税 (ニ)
- (3) 関税法又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税 (ホ)

- | | | | | |
|--------------------------|----------------|---------|-------|------|
| ①延滞税 | ②重加算税 | ③受理日 | ④提出期限 | ⑤提出日 |
| ⑥当該貨物の引取りの日 | ⑦当該貨物の輸入申告の日 | ⑧当該許可の日 | | |
| ⑨当該許可の日から起算して1月を経過する日 | | | | |
| ⑩当該許可の日の翌日から起算して1月を経過する日 | | | | |
| ⑪当該事実が生じた日 | ⑫当該事実を税関長が知った日 | | | |
| ⑬当該事実を税関長に通報した日 | ⑭当該承認の日 | ⑮利子税 | | |

(17)

★第18問 次の記述は、関税の納期限に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

(解答・P.166)

1 納税申告をした者は、原則としてその申告に係る書面又は更正通知書に記載された納付すべき税額に相当する関税を、当該申告に係る貨物を輸入する日までに国に納付しなければならないとされている。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる税額に相当する関税の納税義務者は、その関税をそれぞれに定める日までに国に納付しなければならないとされている。

- (1) 期限後特例申告書に記載された納付すべき税額 (イ)
 - (2) 輸入の許可後にした修正申告に係る書面に記載された納付すべき税額 (ロ)
 - (3) 関税法第7条の16第2項(更正及び決定)の規定による決定がされた後にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額 (ハ)
- 2 特例輸入者が、期限内特例申告書を提出した場合において、当該期限内特例申告書に記載された納付すべき税額に相当する関税を納付すべき期限に関し、(ニ)までにその延長を受けたい旨の申請書を税関長に提出し、かつ、当該期限内特例申告書に記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該

税関長に提供したときは、当該税関長は、当該関税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、当該納付すべき期限を(ホ)に限り延長することができる。

- | | | |
|------------------------------------|--------------------|-------|
| ①1月以内 | ②2月以内 | ③3月以内 |
| ④当該期限後特例申告書を提出した日 | | |
| ⑤当該期限後特例申告書を提出した日から起算して1月を経過する日 | | |
| ⑥当該期限後特例申告書を提出した日の翌日から起算して1月を経過する日 | | |
| ⑦当該更正通知書が発せられた日 | ⑧当該更正通知書が発せられた日の翌日 | |
| ⑨当該更正通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日 | | |
| ⑩当該修正申告をした日 | ⑪当該修正申告をした日の翌日 | |
| ⑫当該修正申告をした日の翌日から起算して1月を経過する日 | | |
| ⑬特例申告書に係る貨物の引取りの日 | | |
| ⑭特例申告書に係る貨物の輸入の許可の日 | ⑮特例申告書の提出期限 | |

(17)

★第19問 次の記述は、関税法における用語の定義に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。(解答・P.166)

関税法第12条第1項(延滞税)に規定する「法定納期限」とは、関税を課される貨物を輸入する日(輸入の許可を受ける貨物については、(イ)日)とされている。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる関税については、それぞれに定める期限又は日とされている。

- (1) 関税法第9条の2第1項から第3項まで(納期限の延長)の規定により納付すべき期限が延長された関税(ロ)期限
- (2) 関税法第73条第1項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物につき納付すべき関税 当該関税に係る関税法第7条の17(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)の書類若しくは(ハ)又は関税法第9条の3(納税の告知)の規定による納税告知書が(ニ)日(これらの書類が2回以上にわたって(ニ)場合には、その最初に(ニ)日)
- (3) 関税法又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税(ホ)日

- | | | |
|---------------|-----------------|-----------|
| ①更正請求書 | ②更正通知書 | ③交付された |
| ④税関長が別に定める | ⑤提供された担保が効力を有する | |
| ⑥当該延長された | ⑦当該貨物の輸入申告の日 | |
| ⑧当該貨物を引き取った | ⑨当該許可の日 | ⑩当該事実が生じた |
| ⑪当該事実を税関長が知った | ⑫当該事実を税関長に通報した | |
| ⑬到達した | ⑭発せられた | ⑮賦課決定通知書 |

(16)